

## 河川入門講座（2）

## 河川は自然公物である

公益社団法人全国防災協会 理事 松田 芳夫



「公物」とは国や地方自治体（それに準じる機関や組織を含む）により、公共の用に供される施設や土地のことを云います。

細かくわけると、道路、公園、河川のように直接、一般市民の利害に関係する公物は「公共用物」とい、庁舎、職員宿舎のように専ら官公庁側が使う公物は「公用物」と称されます。

（財産という捉え方では公共用財産、公用財産と云います。）

ところで、同じ公共用物でも、道路と河川では本質的に大きな違いがあります。

それは道路が原則的には人が造ったものです。（モノ道とか昔の人が造ったのは別として）が、河川は人が登場する以前から自然界に存在していたということです。

この意味で観念上の分類ですが、河川や海岸の土地（公共海岸として管理されているもの）などを「自然公物」とい、道路や公園のように人間が作り出したものを「人工公物」と云います。

河川が自然公物といつても、文明の発展とともに、人は農業灌漑や洪水の氾濫防御を目的として、長年にわたり河川に手を加えてきており、元の原始河川とは大きくその様子が変化しています。

又、その流路も自然状態のときは自由自在に変化していたのが、人為が加わると土地利用の便から固定されるようになります。

しかしながら、いくら人の手が加わっても河川の自然性という本質が消えるわけではありません。

河川を流れる流水は降雨という自然現象によるものであり、改修計画の想定以上の洪水が流れて來ても断ることはできません。

人間が維持管理をしなくても河川は存在し続けますが、維持管理を行わなければ道路や公園は森林や荒地など自然の土地に戻ってしまいます。

この自然性という特質のため、行政上の河川管理には他の人工公物とは異なる種々の制約が伴います。

行政上の河川は、自然の数ある河川に対し、国か都道府県が河川法の規定により指定して初めて法律上の河川、「法河川」となります。

法河川でない自然の河川は「普通河川」といわれます。

道路や公園は設置工事が完成し、安全性も備えた公共用物として供用開始の手続きを経て一般の人々に供されます。

自然公物の河川は改修工事もヘチマもなく、河川指定によって管理が開始される、いやむしろ河川改修を開始するために指定されるのです。

従って法河川だからといって災害が発生しないなどということではなく、むしろ殆どの水害は法河川で発生しているのです。

国家賠償法という法律があり、“道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害が生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。”と規定されています。

人工公物の場合は、施設の不備により事故が発生し被害を生じるということで、瑕疵（キズ、欠陥、不備）の内容がわかり易いのですが、河川の洪水で水害が発生したときには何が瑕疵かということがわかりにくいのです。

もともと自然状態の河川は人の立場からすると洪水になれば水害が発生し、それを防ぐために改修工事を始めたのですから、水害のたびに被害者から瑕疵があったと追及されても当惑するばかりです。

被害者側からすると法律で管理されている河川で水害が発生したのだから、どこかに瑕疵があったのだろうと考えるのも無理はありません。

というわけで、大きな被害を生じた水害では、被害者側から国や都道府県が訴えられて裁判になることがあります。

自然公物たる河川のつらい側面です。